

令和2年4月20日
教 育 部

令和2年度就学援助費申請期間及び認定適用日の取扱いについて（案）

新型コロナウイルス感染症に伴う現下の状況に鑑み、令和2年度の就学援助費の申請期間及び認定適用日を下記のとおり取扱うこととする。

記

- 1 申請期間 変更前：令和2年4月6日（月）から令和2年4月30日（木）
変更後：令和2年4月6日（月）から令和2年5月29日（金）
- 2 認定適用日 令和2年4月1日
- 3 理由 以下のことから「西東京市就学援助費及び就学奨励費の認定に関する事務処理要領」における「真にやむを得ない事情」に該当すると考えるため。
 - ・令和2年4月7日付 緊急事態宣言（国）、緊急事態措置宣言（都）の発令
 - ・市内小中学校の一斉休業（令和2年4月7日から令和2年5月6日まで）に伴う申請書遅配及び周知不足の可能性がある。
 - ・申請者の来庁が集中することにより、「密集場所」が発生する可能性がある。